

## 「ふるさと納税」という虚妄

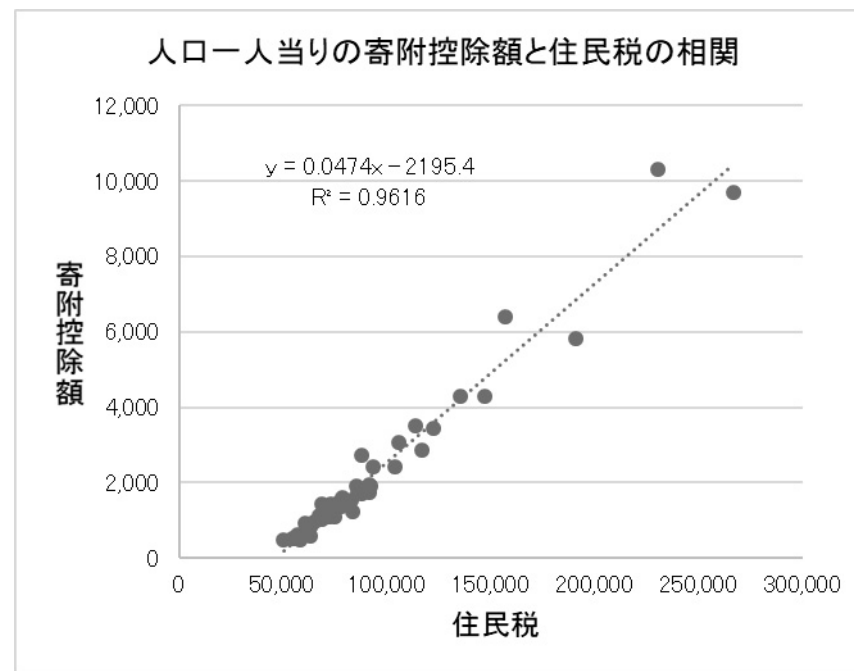
林 和孝（地域生活研究所元事務局長）

ふるさと納税とは、奇妙な制度である。強制ではないから税金ではない。それでは寄附かというところ、二千元を超える返礼品をもらうことができれば利益が出るのだから、この場合は寄附ではない。NPO論においては、寄附は利他的行為か、利己的なものかという議論があるが、この制度は明白に利己的動機に依存している。杉並区長はこれを「官製通販」と名付けたようだが、返礼品が二千元を超えると購入ではなく、ギフト（贈与）になる。この制度はつまり、「寄付者」であるはずの人びとへの、政府からのギフトなのである。返礼品の利益は競馬の払戻金と同じく一時所得となり、課税の対象となりうる。総務省は自治体に対してこれを周知するよう「助言」しているが、申告している者はいるのだろうか。

この制度に対する批判はほぼ出尽くしている。東京特別区区長会も、2017年3月に総務大臣にあてて要望書を提出している。それらの批判を列挙すれば次の通りである。

- ①税源の偏在是正や受入自治体における政策効果があはつきりしない（返礼品事業者の所得増に寄与していることだけは間違いないが）。
- ②所得税減収や減収自治体への地方交付税交付などの政府の負担が増える。
- ③これに関連して、不交付団体および都区財政調整制度のもとにある東京特別区は減収による負担が大きい。
- ④高額所得者に有利な制度である。
- ⑤拠出に見返りを求めることは、寄附文化の醸成に逆行する。

要するに、メリットははっきり証明できないのに対して、デメリットの多い制度である。その大いなる元凶が返礼品にあることは間違いない。



ここでは上記④について確かめるために、都内区市の人口一人当りの住民税額と「ふるさと納税」の寄付金控除額の相関をとってみた。図にみられるように、一人当たり住民税額が大きい自治体ほど、一人当たりの寄付金控除の額が大きい。その決定係数は何と0.9616であった。偶然の作用があるかもしれぬが、こんなにぴったりと一致することは

めったにない。この結果は、高額所得者ほどこの制度をよく利用していることを傍証しており、税の累進性を弱める、政府から的高額所得者への所得移転であることを示唆している。

一般に寄付は高所得者が多く拠出するものであるが、その税制優遇は公共の利益に寄与する限りで認められるものである。その寄附が返礼品によって「政府によるギフト」に化けてしまっているとすれば、税制優遇の政策的な正当性はひとかけらもない。一方で生活保護給付を削り、片方で高額所得者に政府ギフトを贈るなど、もってのほかである。

ところで、政府財政が寄付に依存するという財政運営は、戦前の地方財政においては通例化していた。とくに町村の場合には、部落が独自の自主財源（部落協議費）をもっていたから、寄付依存を強める要素となっていた。その傾向は、戦後にも引き継がれていた。東京都南多摩郡鶴川村（現町田市）で農村図書館運動に従事し、村議会議員を務めた浪江虔の『村の政治』（1953年）は、市民による自治体財政のチェックをよびかけた先駆的作品である。そのなかで浪江は、こんな村の事情を紹介している。

「消防の寄附などというやつは、妙な意識がからんでいて、寄附をしないと万一の時には消しにきてくれまい、などという心配から、大ていの者はわりあて通り出すものとなっています。それだけに、町村長や議員は、一日も早く、全額を町村の負担にきりかえるよう、努力すべきものです。」（同書 116 頁、岩波書店）

戦後税制についての基本的方向および施策を提示した『シャウプ勧告』（1949年）も、地方政府の費用を負担するために「うわべだけの

自発的寄付金」が横行していることを認めている。そのうえで次のようにのべている。

「寄付金を徹底的に非難すべきではない。合理的な範囲内で、かつ本当に自発的に集められるなら、寄付金は、政府の公共的歳入——とくに教育、保健サービス、福祉活動のための歳入にとつての正当な補充財源である。しかし、今日の日本では、寄付金はこれらの目的を逸脱して用いられており、募集の方法はすべてが自発的なものとは限らず、地方の行政および市民には、これはできる限り速やかに除去されるべき必要悪であるとみなされている。」（『シャウプ使節団・日本税制報告書・附録第3巻』GHQ/SCAP,1949,A13 頁。訳はシャウプ税制研究会編『シャウプの税制勧告』霞出版社、1985年、281 頁も参照。一部改変）

報告書が掲げるような分野に寄付金を充てるのが妥当かどうかは議論の余地があるにせよ、自治体が行財政責任を明確にしたうえで、寄付金を集めること自体は否定されることではない。市民との協働事業などにはボランティアな性格があり、その財源の一部を寄付金に求めることは正当化されよう。しかし、ギフトを餌にして寄付金を集める光景を、カール・シャウプが目にしたら何というだろうか。戦後の清算やら脱却をいう前に、戦後からもっと学ぶべきである。

よって、ふるさと納税制度は返礼品をいったん廃止して出直した方がよい。その使途に関しても、市民との協働性をもつ事業や、イノベーター的な事業に特定して寄附を募る方式に改めるべきである。

表 2017年度の都内区市の「ふるさと納税」住民税控除額

単位:円

	寄附控除額	控除額/人口		控除額	控除額/人口
千代田区	601,431,592	107,494	八王子市	490,169,772	41,667
中央区	903,349,641	70,190	立川市	194,929,534	45,364
港区	2,354,917,673	119,007	武蔵野市	415,647,433	64,272
新宿区	1,168,071,220	67,765	三鷹市	335,565,669	50,025
文京区	939,106,976	70,056	青梅市	70,452,477	36,372
台東区	375,236,340	47,420	府中市	283,675,028	41,316
墨田区	413,211,542	42,608	昭島市	76,133,485	36,497
江東区	1,351,222,080	55,480	調布市	354,132,515	46,862
品川区	1,187,155,783	58,391	町田市	513,082,601	47,206
目黒区	1,190,284,599	79,226	小金井市	210,652,173	49,391
大田区	1,357,717,719	52,633	小平市	212,118,845	41,962
世田谷区	3,102,600,058	72,113	日野市	193,396,305	40,570
渋谷区	1,305,973,764	100,336	東村山市	113,037,439	37,122
中野区	635,456,101	50,934	国分寺市	208,656,006	48,300
杉並区	1,374,146,401	56,922	国立市	129,263,372	53,393
豊島区	700,998,303	58,402	福生市	27,763,077	34,403
北区	493,510,883	43,958	狛江市	108,506,978	43,894
荒川区	301,798,282	44,428	東大和市	68,216,898	39,916
板橋区	693,674,658	43,499	清瀬市	44,982,064	40,671
練馬区	885,527,263	55,446	東久留米市	97,393,672	38,209
足立区	625,520,728	40,951	武蔵村山市	33,566,999	38,058
葛飾区	426,228,229	39,872	多摩市	158,693,681	41,208
江戸川区	772,418,435	43,036	稲城市	127,704,849	46,253
<b>区部計</b>	<b>23,159,558,271</b>	<b>62,505</b>	羽村市	33,007,856	36,312
			あきる野市	40,673,739	33,366
			西東京市	255,920,254	44,469
			<b>市部計</b>	<b>4,797,342,720</b>	<b>45,069</b>

(注) 総務省「平成29年度課税におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況」による。人口は2015年国勢調査。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)